

消防予第 326 号  
平成 5 年 12 月 7 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

劇場、映画館等の誘導灯を消灯する場合の取扱いについて(通知)

改正 平成 8 年 3 月 21 日消防予第 43 号

誘導灯は、「誘導灯及び誘導標識の基準」(昭和 48 年 12 月 22 日消防庁告示第 13 号)に適合する誘導灯を常時規定の明るさで点灯していなければならないが、劇場、映画館等の防火対象物で、通常の使用形態で暗さが要求される部分の誘導灯の取扱いについては、「減光型誘導灯の構造及び取扱いに関する基準について」(昭和 52 年 6 月 14 日付け消防予第 116 号)により運用いただいているところである。

この度、この運用に加え、第 1 に掲げる防火対象物又はその部分に限り、消防法施行令(以下「令」という。)第 32 条の規定を適用し、第 2 に定める方法により設置する場合は、誘導灯を消灯することができることとしたので、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、貴管下市町村に対してもよろしく御指導願いたい。

#### 第 1 誘導灯を消灯することができる場所

誘導灯を消灯することができる場所は、防火対象物又はその部分のうち、次の 1 又は 2 に該当する場所(以下「対象場所」という。)であること。

##### 1 特に暗さが必要とされる場所

通常予想される使用状態において、映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要とされる次に掲げる場所であって、各々の場所に応じ、特に暗さが必要とされる使用状態にあるものであること。

(1) 遊園地のアトラクション等の用に供される部分(令別表第 1(2)項及び(3)項に掲げる用途に該当するものを除く。)など常時暗さが必要とされる場所

当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。したがって、清掃、点検等のため人が存する場合には、消灯はできないものであること。

(2) 劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用に供される部分(令別表第 1(2)項及び(3)項に掲げる用途に該当するものを除く。)など一定時間継続して暗さが必要とされる場所

当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上演中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うこと

ができるものであること。

(3) 集会場等の用に供される部分など一時的(数分程度)に暗さが必要とされる場所

当該部分における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。

## 2 防火対象物等の関係者等が専ら存する場所

防火対象物又はその部分のうち、次の(1)から(3)までのすべてに該当する場所であること。

(1) 令別表第 1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口及び(10)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分(地階を除く。)であること。

(2) 通常、当該防火対象物等の関係者等(消防法第 2 条第 4 項に規定する関係者及びそれらの従業員、使用人等をいう。)以外の者が存しない場所であること。

(3) 日常の通行に利用されている出入口、通路等であること。

## 第 2 誘導灯の設置方法

### 1 誘導灯の消灯方法

誘導灯の消灯は、手動で行う方式とし、消灯する点滅器、開閉器等(以下「点滅器等」という。)は、防災センター、守衛室等常時人がいる場所(以下「防災センター等」という。)又は対象場所が見通せる場所若しくはその付近(第 1・1(3)に掲げる場所にあつては、対象場所が見通せる場所に限る。)に設けること。

ただし、第 1・1(2)に掲げる場所において消灯を行う場合であつて、誘導灯の消灯期間が当該防火対象物の使用目的の障害になるおそれがある場合に限られるよう措置されているときは、誘導灯の消灯を自動で行う方式とすることができるものであること。

### 2 誘導灯の点灯方法等

(1) 誘導灯の点灯方式は、次によること。

ア 自動火災報知設備の作動と連動して誘導灯が自動的に点灯するものであること。

イ 対象場所に使用されている通常の照明器具の点灯と連動して誘導灯が自動的に点灯するものであること。この場合において、誘導灯の点灯が当該防火対象物の使用目的の障害になるおそれがあるときは、この限りでない。

ウ 手動で点灯でき、かつ、点灯のための点滅器等は、防災センター等又は対象場所が見通せる場所若しくはその付近に設けること。

(2) 誘導灯の点灯時は、正常点灯(誘導灯に内蔵する光源をその定格値で点灯することをいう。)の明るさに復帰するものであること。

3 自動火災報知設備との連動、配線等、試験及び点検並びに設置工事

「誘導灯を消灯する場合の取扱いについて」(昭和 55 年 1 月 25 日付け消防予第 13 号)の第 2、3 から 6 までに準じた取扱いとすること。

4 信号装置等の制御機器、配線及び機器の設置等並びに届出図書等

「誘導灯を消灯する場合の取扱いについての細目について」(昭和 55 年 6 月 2 日付け消防予第 112 号)の記、1((4)を除く。)、2(1)及び(2)並びに 3((2)ウを除く。)に準じた取扱いとすること。

第 3 留意事項

第 1・1(1)及び(2)に該当する場所において誘導灯の消灯を行う場合には、①誘導灯が消灯されること、②火災の際には誘導灯が点灯すること及び③非常口の位置等避難の方法について掲示しておくか、又は予め放送等により説明すること。